

水道・交通委員会資料
令和元年9月13日
水道局

水第2号議案 水道管漏水事故についての損害賠償額の決定

1 経緯

平成26年9月10日に南区南太田四丁目（京浜急行 井土ヶ谷駅付近）において環状1号線歩道下部にある水道管の接合部の脱離に伴う漏水により、歩道及び私有地の一部が陥没し、私有地に設置されていた被害者である株式会社ゆうちょ銀行（以下「ゆうちょ銀行」という。）所有の現金自動預払機（以下「ATM」という。）及びATM建屋が破損しました。

この事故の費用負担について、これまで本市とゆうちょ銀行との間で協議を行ってまいりましたが、このたび、ゆうちょ銀行から提示された請求内容について、加入している保険会社の鑑定人と協議、検討した結果、妥当と考えられることから、損害賠償額を決定します。

2 事故の概要

発 生 日 時：平成26年9月10日 午前1時30分頃

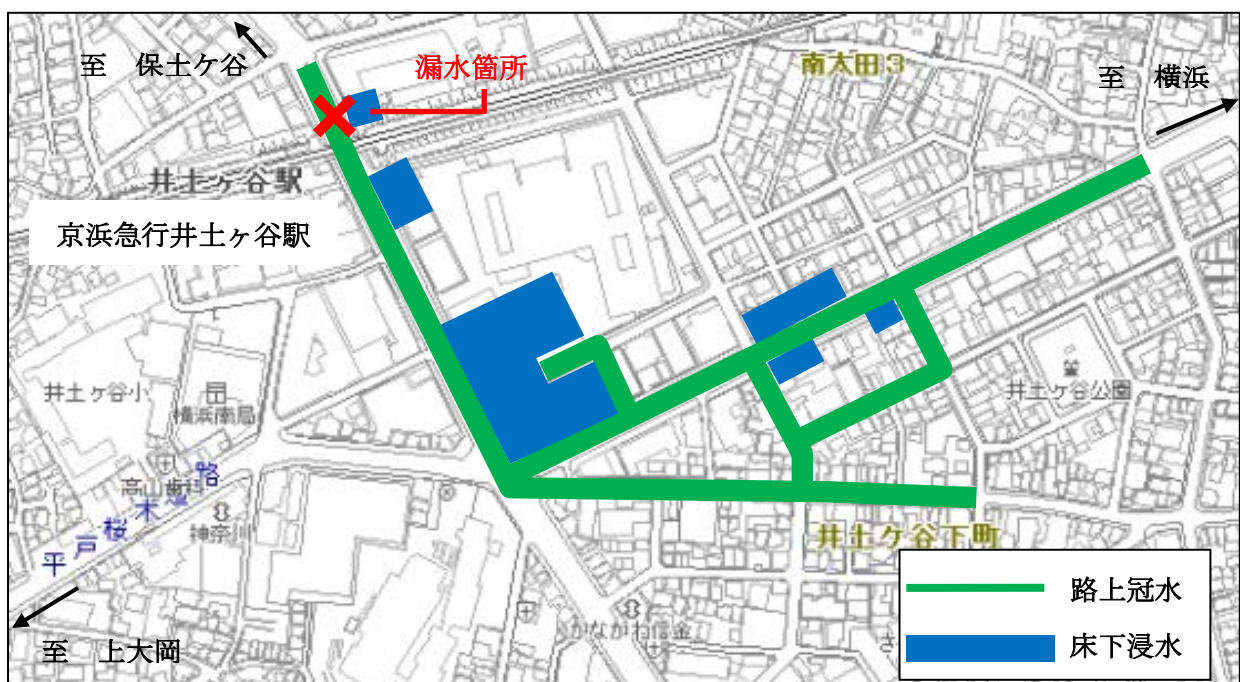
発 生 場 所：南区南太田四丁目1番

漏 水 し た 水 道 管：昭和52年敷設 口径400mm ダクタイル鋳鉄管

浸水等による被害件数：家屋等への浸水 14件

ATM、自動販売機及びフェンス等の損傷 6件

【案内図】



3 賠償を行う理由

局所有施設の破損により生じた事故のため、国家賠償法第2条第1項に基づき被害者に対し損害賠償を行います。

※参考条文（国家賠償法第2条第1項）

第2条 道路、河川その他の公の営造物の設置又は管理に瑕疵があったために他人に損害を生じたときは、国又は公共団体は、これを賠償する責に任ずる。

（第2項省略）

4 事故後の経過

(1) 平成26年10月

事故原因についてゆうちょ銀行に説明

(2) 平成26年10月～令和元年5月

次の内容について、ゆうちょ銀行と8回の協議を実施

- ・請求内容の考え方
- ・請求内容の確認
- ・請求内容に係る詳細な資料要求
- ・請求額の妥当性

5 損害賠償の額

3,448,969円

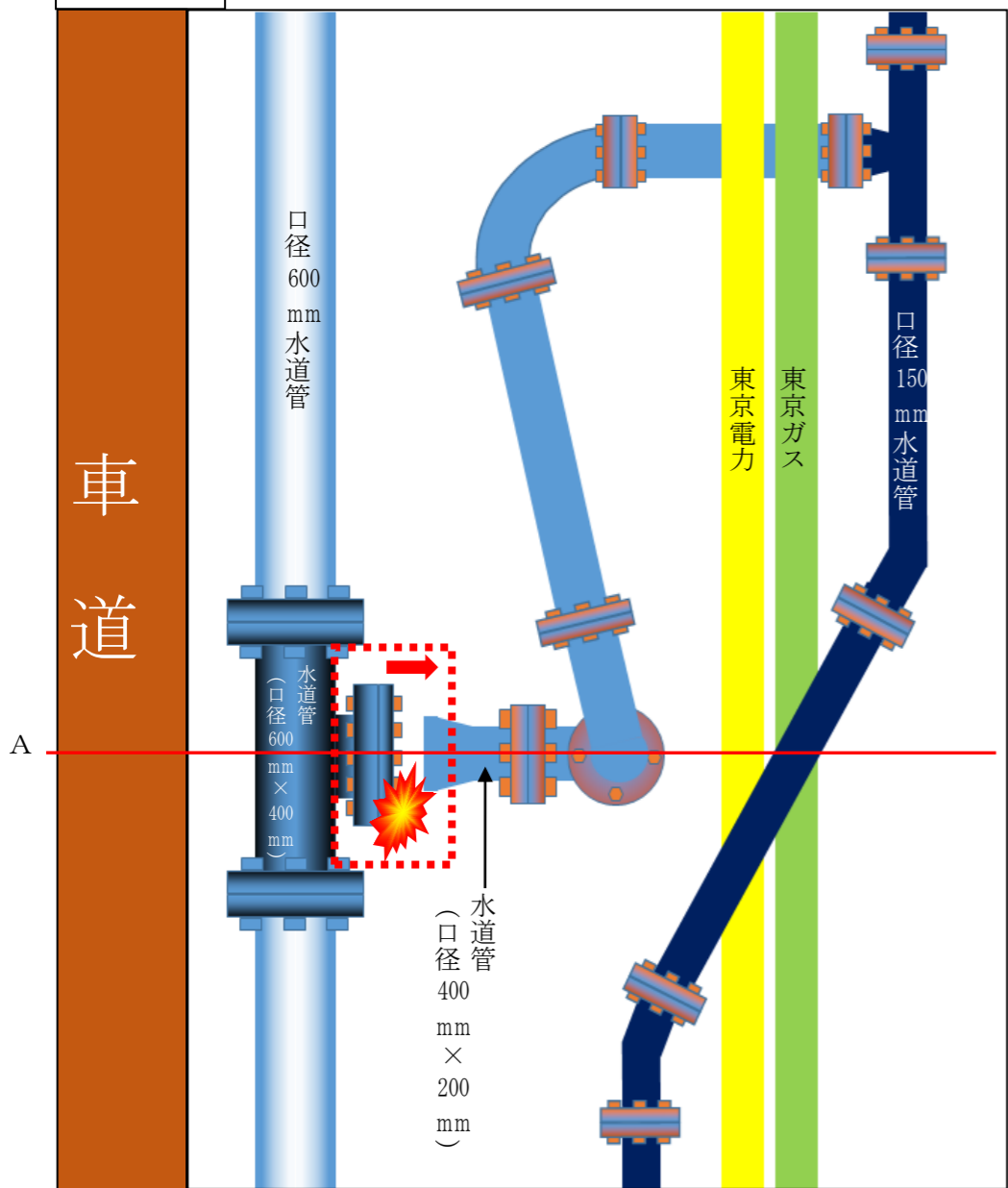
【内訳】

種 別	金 額
建物（ATM建屋）	2,423,259円
現金自動預払機（ATM）	117,020円
機器回収費	213,969円
建物撤去処分費	694,721円
計	3,448,969円

損害賠償の額については、ATMを再設置しないことから、ATMの建屋及びATMの減価償却後の残存価額と機器回収費、建物撤去処分費の実費分となっています。

なお、損害賠償金は、当局が加入している保険会社からゆうちょ銀行に全額支払われます。また、本件以外の賠償については、全て支払が終了しております。

平面図



A-A' 断面図

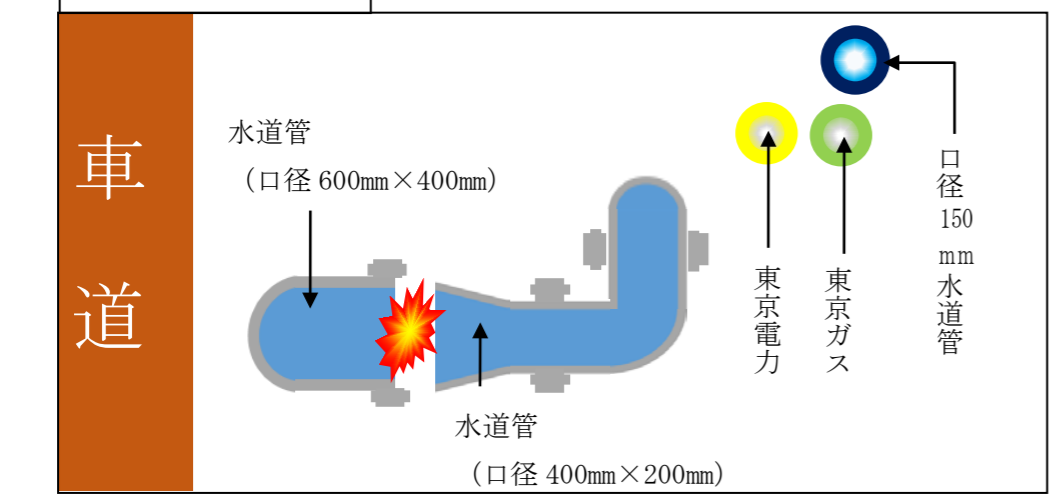


写真-①

口径 600 mm から分岐した口径 400 mm の水道管



写真-②

抜け落ちた口径 400 mm × 口径 200 mm の水道管



写真-③

崩壊した ATM 及び ATM 建屋



写真-④

陥没状況及び他企業管を含む水道管の埋設状況

